

## 熊本県心身障害者扶養共済制度条例

(昭和 54 年 9 月 29 日条例第 41 号)

改正昭和 57 年 9 月 30 日条例第 41 号 昭和 59 年 12 月 24 日条例第 30 号

昭和 60 年 12 月 23 日条例第 54 号昭和 63 年 3 月 26 日条例第 7 号

平成 7 年 10 月 2 日条例第 58 号 平成 11 年 3 月 16 日条例第 14 号

平成 12 年 3 月 23 日条例第 15 号 平成 15 年 10 月 1 日条例第 55 号

平成 19 年 12 月 21 日条例第 76 号平成 24 年 3 月 6 日条例第 12 号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。熊本県心身障害者扶養共済制度条例熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 45 年熊本県条例第 10 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給するため、熊本県心身障害者扶養共済制度(以下「県共済制度」という。)を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とする。

(機構との契約)

第 2 条 県は、この制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 12 条第 3 項の規定による保険約款に基づく保険契約(以下「扶養保険契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表の 1 級、2 級又は 3 級に該当する障害を有する者
- (3) 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前 2 号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

- (1) 心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族(親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。)

3 この条例において「重度障害の状態」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、別表第1に掲げる状態(県共済制度の加入者が加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある県共済制度の加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、重度障害の状態となった場合を除く。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 咀嚼(そしやく)又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (5) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの
- (7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10手指を失ったもの又はその用を全く永久に失ったもの
- (9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第12条第2項に定める共済制度をいう。

(加入資格)

第4条 県共済制度に加入することができる者は、加入時において次の各号に掲げる要件に該当する保護者とする。

- (1) 県の区域(熊本市の区域を除く。次項及び第15条の2第1項において同じ。)内に住所を有すること。
- (2) 65歳未満であること。
- (3) 特別の疾病又は障害を有せず、扶養保険契約の対象となり得る者であること。

2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、県共済制度に加入することができる。

- (1) 県共済制度の発足後に転入(新たに県の区域内に住所を有することとなったことをいう。次号において同じ。)をしたこと。
- (2) 転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(機構と扶養保険契約を締結している場合に限る。以下同じ。)の加入者であって、転入後引き続き県共済制度に加入しようとするものであること。

(加入)

第5条 県共済制度に加入しようとする者は、規則の定めるところにより、加入の申込みを行い、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、加入の承認をしなければならない。

- (1) 加入の申込みを行った者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。

(2) 同一の心身障害者について、すでに前項の規定による加入の承認を受けた者（以下「基本部分加入者」という。）があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあったとき。

（口数による加入）

第5条の2 県共済制度への加入は口数単位によるものとし、一の心身障害者について加入できる口数は1口とする。ただし、次条に定めるところにより、当該口数を追加することができる。

2 前項ただし書の規定により追加することができる口数は、1口とする。

（口数の追加）

第6条 65歳未満である基本部分加入者は、規則の定めるところにより、知事に口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、口数追加の承認をしなければならない。

(1) 口数追加の申込みを行った者が口数追加時において特別の疾病又は障害を有するため、扶養保険契約の対象となることができないとき。

(2) 口数追加の対象となる心身障害者について既に口数が追加されているとき。

3 第1項の規定による口数追加の申込みは、第5条の加入の申込みと同時に行うことができる。

（掛金の納付）

第7条 基本部分加入者は、加入時の年齢に応じ、別表第2に定める額の掛金を加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、県に納付しなければならない。ただし、加入の承認を受けた日の年単位の応当日において、当該基本部分加入者が65歳に達しており、かつ、県共済制度に20年以上継続して加入している場合は、掛金の納付を要しない。

2 前条第2項の口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加の承認を受けた時の年齢に応じ、別表第2に定める額の掛金を前項の掛金と併せて口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、県に納付しなければならない。ただし、口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日において、65歳に達しており、かつ、口数追加の承認を受けた後20年以上経過している者は、掛金の納付を要しない。

3 第4条第2項の規定により県共済制度の加入者となった者について第1項ただし書及び前項ただし書の規定を適用する場合は、第4条第2項第2号の他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間のうち、基本部分加入者としての加入期間に相当する期間又は口数追加加入者としての加入期間に相当する期間は、それぞれ県共済制度の基本部分加入者としての加入期間（以下

「基本部分加入期間」という。)又は口数追加加入者としての加入期間(以下「口数追加加入期間」という。)とみなす。

(掛金の減免)

第8条 知事は、基本部分加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、掛金を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条の規定により市町村民税を課税されない者又は同法第323条の規定により市町村民税を免除された者(前号に定める者を除く。)
- (3) 市町村民税の均等割のみを課税される者(第1号に定める者を除く。)

(年金の給付等)

第9条 基本部分加入者が死亡し、又は重度障害の状態となったときは、その死亡し、又は重度障害の状態となった日の属する月から、規則の定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、月額20,000円とする。

3 第1項の規定により年金を支給する場合において、同項の基本部分加入者が口数追加加入者であったときは、前項の額に月額20,000円を加算した額の年金を支給する。ただし、年金の給付が重度障害による場合であって、その障害が、別表第1に掲げる状態(口数追加加入者が口数追加の申込み前に既に有していた障害又は当該申込み前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある口数追加加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、重度障害の状態となったものであるときは、この限りでない。

(年金管理者)

第10条 県共済制度の加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)をあらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者であって復権を得ない者

3 県共済制度の加入者は、年金管理者を変更することができる。

4 県共済制度の加入者は、年金管理者が辞退の申出をした場合又は次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに年金管理者を変更しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 所在が不明になったとき。

(3) 第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

5 知事は、年金管理者が辞退の申出をした場合又は前項各号のいずれかに該当することとなった場合において、県共済制度の加入者がその年金管理者の変更をしないとき若しくは当該加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき又は年金管理者が第13条の規定に違反した場合には、年金管理者を変更することができる。

6 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

7 第1項及び第3項から前項までの規定により年金管理者が指定されている場合には、年金の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

(年金の支給停止)

第11条 第9条の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

(1) 所在が1月以上不明のとき。

(2) 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

(3) 日本国内に住所を有しないとき。

(支払の一時差止)

第12条 知事は、年金受給権者又は現に年金を受給している年金管理者が正当な理由がなく第19条第4項の規定による届書を提出しないときは、年金の支払を差し止めることができる。

(年金使途の制限)

第13条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(年金受給権の消滅)

第14条 年金受給権は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡した日の属する月の翌月から消滅する。

(弔慰金)

第15条 基本部分加入者及びその扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書に該当するため、重度障害の状態となったにもかかわらず口数追加加入者としての地位を失っていない者(以下この項において「基本部分加入者等」という。)の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則の定めるところにより、当該基本部分加入者等であった者(当該基本部分加入者等であった者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該基

本部分加入者等の相続人)に対し、弔慰金を支給する。ただし、当該基本部分加入者等の基本部分加入期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる基本部分加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 1年以上5年未満 50,000円
- (2) 5年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

3 第1項の規定により弔慰金を支給する場合において、同項の基本部分加入者が口数追加加入者であったときは、前項の額に次の各号に掲げる口数追加加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額の弔慰金を支給する。ただし、当該口数追加加入者の口数追加加入期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

- (1) 1年以上5年未満 50,000円
- (2) 5年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

4 第7条第3項の規定は、前3項の期間の計算をする場合に準用する。

(脱退一時金)

第15条の2 基本部分加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、当該基本部分加入者に対し、脱退一時金を支給する。ただし、基本部分加入期間が5年に満たない場合又は基本部分加入者が転出(新たに県の区域外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をしたことに伴い転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

- (1) 基本部分加入者が脱退の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者である基本部分加入者が口数追加に係る口数(口数追加期間が5年以上のものに限る。)の減少の申出をしたとき。

2 前項第1号の申出に係る脱退一時金の額は、次の各号に掲げる基本部分加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 5年以上10年未満 75,000円
- (2) 10年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

3 第1項の規定により同項第1号の申出に係る脱退一時金を支給する場合において、当該申出に係る基本部分加入者が口数追加加入者であったときは、前項の額に次の各号に掲げる口数追加期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額の脱退一時金を支給する。ただし、当該口数追加加入者の口数追加期間が5年に満たない場合は、この限りでない。

- (1) 5年以上10年未満 75,000円
- (2) 10年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

4 第1項第2号の申出に係る脱退一時金の額は、次の各号に掲げる口数追加期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 5年以上10年未満 75,000円
- (2) 10年以上20年未満 125,000円
- (3) 20年以上 250,000円

5 第7条第3項の規定は、前各項の期間の計算をする場合に準用する。

(年金等の支給制限)

第16条 県共済制度の加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、当該加入者が死亡し、又は重度障害の状態となったときは、第9条の規定にかかわらず、当該加入者の扶養していた心身障害者に対しては、年金の全部又は一部を支給しない。

2 県共済制度の加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、当該心身障害者が死亡したときは、第15条の規定にかかわらず、当該加入者に対しては、弔慰金を支給しない。

(年金等の返還)

第17条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の給付を受けた者があるときは、その者に対しすでに支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の喪失)

第18条 県共済制度の加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から基本部分加入者又は口数追加加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度障害の状態となったとき。ただし、口数追加加入者が重度障害の状態となった場合において、その障害が第9条第3項ただし書に規定する重度障害の状態であるときは、この限りでない。
- (3) 扶養する心身障害者が死亡したとき。
- (4) 基本部分加入者が脱退の申出をしたとき。
- (5) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
- (6) 基本部分加入者が別表第2に定める額の掛金を2月以上の期間であって規則で定める期間滞納したとき。
- (7) 口数追加加入者が口数追加に係る掛金を2月以上の期間であって規則で定める期間滞納したとき。

(8) 転出をしたことに伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。

2 前項の規定により基本部分加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

(届出義務等)

第 19 条 県共済制度の加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 県共済制度の加入者、当該加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 県共済制度の加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

(3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の支給に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 県共済制度の加入者が死亡し、又は重度障害の状態となったとき。

(2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 現に年金を受領している年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 年金の支給開始後において年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 年金受給権者が死亡したとき。

(3) 年金受給権者に第 11 条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。

5 県共済制度の加入者、当該加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、知事の行う調査に協力しなければならない。

(年齢計算)

第 20 条 この条例において、県共済制度の加入者の年齢は、毎年 4 月 1 日における年齢で計算し、その年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間適用する。

(掛金額の調整)

第 21 条 第 7 条第 1 項及び第 2 項に定める掛金の額は、法第 12 条第 3 項に規定する保険約款に定める保険料額が改定されたときは、速やかに変更するものとする。

(雑則)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の規定により県共済制度に加入している者は、改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)の相当規定により加入したものとみなす。

3 この条例の施行日前に旧条例の規定により提出されている書類は、新条例の相当規定により提出された書類とみなす。

4 この条例の施行日前に旧条例の規定により知事が行った掛金の軽減若しくは免除、年金管理者の変更若しくは指定、年金の支給停止、年金の一時差止め、年金若しくは弔慰金の支給制度又は年金若しくは弔慰金の返還に係る決定は、新条例の相当規定により行われた決定とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例の規定により県共済制度に加入している者は、新条例の適用にあたっては、45 歳未満で加入したものとみなす。

附 則(昭和 57 年 9 月 30 日条例第 41 号)

この条例は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 24 日条例第 30 号)

この条例は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 23 日条例第 54 号)

改正昭和 63 年 3 月 26 日条例第 7 号 平成 7 年 10 月 2 日条例第 58 号

平成 19 年 12 月 21 日条例第 76 号

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者に係る改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第 7 条及び第 18 条の規定の適用については、新条例第 7 条第 1 項中「別表第 2」とあるのは「熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和 60 年熊本県条例第 54 号)附則別表」と、同項ただし書中

「20年」とあるのは「25年」と、新条例第18条第1項第6号中「別表第2」とあるのは「熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和60年熊本県条例第54号)附則別表」とする。

- (1) この条例の施行の際現に改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例の規定により熊本県心身障害者扶養共済制度(以下「県共済制度」という。)に加入している者(新条例第20条の規定により計算した加入時の年齢が45歳未満であった者に限る。)
- (2) この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者で、この条例の施行後に新条例第4条第2項の規定により県共済制度に加入したもの
- 3 この条例の施行前に死亡した心身障害者に係る弔慰金については、なお従前の例による。

#### 附則別表

昭和61年4月1日現在における年齢区分 掛金月額

35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附 則(昭和63年3月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年10月2日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の規定により熊本県心身障害者扶養共済制度に加入している者で、熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和60年熊本県条例第54号)附則第2項に規定する者以外のものに係るこの条例の施行の日から平成10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「別表第2」とあるのは、「熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成7年熊本県条例第58号)附則別表」とする。
- 3 この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者でこの条例の施行後に熊本県心身障害者扶養共済制度に加入

入する者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入を熊本県心身障害者扶養共済制度への加入とみなして、前項の規定を適用する。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項の規定により特約の付加の承認を受けている者は、新条例第6条第2項の規定により口数追加の承認を受けた者とみなす。
- 5 新条例第15条の2の規定は、この条例の施行の日の前日までに脱退の申出をした基本部分加入者については、適用しない。

#### 附則別表

基本部分加入者又は口数追加加入者となった時の年齢区分	掛金月額	
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで
35歳未満の者	2,100円	2,800円
35歳以上40歳未満の者	2,800円	3,700円
40歳以上45歳未満の者	3,800円	4,900円
45歳以上50歳未満の者	4,600円	6,000円
50歳以上55歳未満の者	5,700円	7,300円
55歳以上60歳未満の者	7,200円	9,000円
60歳以上65歳未満の者	9,000円	11,200円

附 則(平成11年3月16日条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月1日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第76号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の規定により熊本県心身障害者扶養共済制度(以下「県共済制度」という。)に加入している者で、熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和60年熊本県条例第54号)附則第2

項に規定する者以外のものに係る改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「別表第2」とあるのは、「熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成19年熊本県条例第76号）附則別表」とする。

- 3 この条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者でこの条例の施行後に県共済制度に加入する者については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入を県共済制度への加入とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により県共済制度に加入している者及びこの条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者でこの条例の施行後に新条例第4条第2項の規定により県共済制度に加入する者（以下「改正前加入者」と総称する。）に係る新条例第15条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 5 改正前加入者に係る新条例第15条の2第2項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。
- 6 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額及び加入者の申出並びに口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

#### 附則別表

基本部分加入者又は口数追加加入者となった時の年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

#### 附 則（平成24年3月6日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において熊本市の区域内に住所を有し、かつ、熊本県心身障害者扶養共済制度の基本部分加入者又は口数追加加入者で、施行日において引き続き同市の区域内に住所を有するものについては、施行日に熊本県心身障害者扶養共済制度の基本部分加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者とみなす。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表第1(第3条及び第9条関係)

障害状態

- 
- 1 1眼の視力を全く永久に失ったもの
  - 2 1上肢(し)を手関節以上で失ったもの
  - 3 1下肢(し)を足関節以上で失ったもの
  - 4 1上肢(し)の用を全く永久に失ったもの
  - 5 1下肢(し)の用を全く永久に失ったもの
  - 6 1手の母指及び示指を含んで4手指以上を失ったもの若しくはその用を全く永久に失ったもの又は1手の母指若しくは示指を含んで3手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失い、かつ、他の1手の母指若しくは示指を含んで2手指以上を失ったもの若しくはその用を全く永久に失ったもの
  - 7 1耳の聴力を全く永久に失ったもの

別表第2(第7条、第18条関係)

基本部分加入者又は口数追加加入者となった時の年齢区分 掛金月額

35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円

○熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(昭和 54 年 9 月 29 日規則第 49 号)

改正昭和 57 年 9 月 30 日規則第 63 号昭和 61 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 2 年 7 月 12 日規則第 34 号 平成 7 年 12 月 28 日規則第 52 号

平成 9 年 3 月 31 日規則第 29 号 平成 10 年 10 月 14 日規則第 47 号

平成 11 年 3 月 31 日規則第 25 号平成 12 年 3 月 31 日規則第 9 号

平成 15 年 3 月 31 日規則第 19 号平成 19 年 3 月 9 日規則第 2 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 26 号平成 23 年 3 月 31 日規則第 3 号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和 45 年熊本県規則第 18 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 54 年熊本県条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入の申込み等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により熊本県心身障害者扶養共済制度(以下「県共済制度」という。)に加入の申込みを行おうとする者(以下この項において「加入申込者」という。)(条例第 6 条第 3 項の規定により加入の申込みと口数の追加の申込みとを同時に行おうとする者(次項において「口数追加同時申込者」という。))を含む。)は、加入等申込書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- (2) 別に定める申込者(被保険者)告知書
- (3) 心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
- (4) 年金管理者指定届書(別記第 3 号様式)

2 条例第 6 条第 1 項の規定により口数の追加(以下「口数追加」という。)の申込みを行おうとする者(口数追加同時申込者を除く。)は、加入等申込書に別に定める申込者(被保険者)告知書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、県共済制度への加入の申込み又は口数追加の申込みがあった場合において、県共済制度への加入又は口数追加を承認したときは加入等承認通知書(別記第 4 号様式)を、承認しないときは加入等不承認通知書(別記第 5 号様式)を当該申込みを行った者に交付するものとする。

4 知事は、県共済制度への加入又は口数追加の承認を受けた者が第 1 回掛金を納付したときは、熊本県心身障害者扶養共済制度加入証書(別記第 6 号様式)又は熊本県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(別記第 7 号様式)を当該承認を受けた者に交付するものとする。

(掛金の納付方法)

第3条 条例第7条第1項又は第2項に規定する掛金は、月払いとし、知事が発行する納入通知書又は口座振替の方法により、毎月15日までに納入しなければならない。

(掛金の減免額)

第4条 条例第8条の規定により知事が掛金を軽減し、又は免除することのできる額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第8条第1号に掲げる者については、掛金の額に相当する額
- (2) 条例第8条第2号に掲げる者については、掛金の10分の5に相当する額
- (3) 条例第8条第3号に掲げる者については、掛金の10分の3に相当する額

(掛金の減免の手續等)

第5条 条例第8条の規定による掛金の軽減又は免除を受けようとする者は、その者が居住する市町村の長又は当該市町村の区域を所管区域とする福祉事務所の長の同条各号のいずれかの規定に該当する旨の証明(以下この条において「市町村長等の証明」という。)を付した掛金減免申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による掛金減免申請書を受理したときは、速やかに掛金の軽減又は免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により掛金の軽減又は免除の決定を受けた者(次項において「減免者」という。)は、当該軽減若しくは免除に係る事由に変更を生じたとき又は当該事由が消滅したときは、直ちに市町村長等の証明を付した掛金減免事由変更等届出書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

4 減免者は、毎年6月末日までに、市町村長等の証明を付した掛金減免該当者現況届出書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

5 掛金の軽減又は免除は、知事が第1項の規定による掛金減免申請書を受理した日の属する月の翌月分から、第3項の規定による掛金減免事由変更等届出書に係る事由が発生した日又は前項の規定による掛金減免該当者現況届出書を提出すべき日のいずれか早い日の属する月分までの掛金について行う。

(年金の給付)

第6条 条例第9条第1項又は第3項の規定により年金の支給を受けようとする者は、年金支給請求書(別記第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 県共済制度の加入者の死亡による場合

ア 県共済制度の加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類(当該加入者の死亡が加入した日(当該加入者が口数追加加入者である場合には、口数追加の承認を受けた日)から2年以内のものであるときは、別に定める死亡証明書

イ 県共済制度の加入者の消除された住民票の写し(加入者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、除籍の抄本)

ウ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し(心身障害者又は年金管理者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 県共済制度の加入者の重度障害による場合

ア 別に定める障害診断書

イ 県共済制度の加入者の住民票の写し(加入者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)

ウ 前号ウ及びエに掲げる書類

2 知事は、年金の給付の請求があった場合において、年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書(別記第 14 号様式)及び熊本県心身障害者扶養共済制度年金証書(別記第 15 号様式)を、給付の請求を却下したときは年金給付請求却下通知書(別記第 16 号様式)を当該請求を行った者に交付するものとする。

(年金の支給停止)

第 7 条 知事は、条例第 11 条の規定により年金の支給を停止したときは、年金支給停止決定通知書(別記第 17 号様式)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

2 知事は、条例第 11 条各号に掲げる年金支給停止の事由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書(別記第 18 号様式)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

(支払の一時差止)

第 8 条 知事は、条例第 12 条の規定により年金の支払を差し止めたときは、年金支払差止決定通知書(別記第 19 号様式)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

2 知事は、条例第 12 条の規定による年金の支払の差止めを解除したときは、年金支払差止解除決定通知書(別記第 20 号様式)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

(弔慰金の給付)

第 9 条 条例第 15 条第 1 項又は第 3 項の規定により弔慰金の支給を受けようとする者は、弔慰金支給請求書(別記第 21 号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 県共済制度の加入者の住民票の写し(加入者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)

(2) 心身障害者の消除された住民票の写し(心身障害者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、除籍の抄本)

2 知事は、弔慰金の給付の請求があった場合において、弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書(別記第 22 号様式)を、給付の請求を却下したときは弔慰金給付請求却下通知書(別記第 23 号様式)を当該請求を行った者に交付するものとする。

(脱退一時金の給付)

第 9 条の 2 条例第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により脱退一時金の支給を受けようとする者は、脱退一時金給付請求書(別記第 23 号様式の 2)に県共済制度の加入者及び心身障害者の住民票の写し(加入者又は心身障害者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、脱退一時金の給付の請求があった場合において、脱退一時金の給付を決定したときは、脱退一時金給付決定通知書(別記第 23 号様式の 3)を当該請求を行った者に交付するものとする。

(脱退等)

第 10 条 条例第 18 条第 1 項第 4 号に規定する脱退の申出又は同項第 5 号に規定する口数の減少の申出を行おうとする者は、脱退等申出書(別記第 24 号様式)に熊本県心身障害者扶養共済制度加入証書又は熊本県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第 18 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規則で定める期間は、2 月とする。

(届出)

第 11 条 条例第 19 条第 1 項から第 4 項までの規定による届出は、それぞれ次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 条例第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 1 号の届出をする場合 氏名等変更届出書(別記第 25 号様式)
  - (2) 条例第 19 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号又は第 3 項第 2 号の届出をする場合 死亡等届出書(別記第 26 号様式)
  - (3) 条例第 19 条第 1 項第 3 号の届出をする場合 年金管理者指定届書又は年金管理者変更届出書(別記第 27 号様式)
  - (4) 条例第 19 条第 1 項第 4 号の届出をする場合 掛金等に係る変動届出書(別記第 28 号様式)
  - (5) 条例第 19 条第 3 項第 3 号の届出をする場合 年金支給停止事由発生・消滅届書(別記第 29 号様式)
  - (6) 条例第 19 条第 4 項の届出をする場合 年金受給権者が県外に住所を有する場合にあっては年金受給権者の住民票の写し(年金受給権者の氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)を添えた年金受給権者現況届出書(別記第 30 号様式)
- 2 前項第 6 号に掲げる年金受給権者現況届出書は、毎年 4 月 1 日における現況を記載し、その年の 5 月末日までに提出しなければならない。

(加入証書等の再交付)

第 11 条の 2 熊本県心身障害者扶養共済制度加入証書、熊本県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は熊本県心身障害者扶養共済制度年金証書(以下この条において「熊本県心身障害者扶養共済制度加入証書等」という。)の交付を受けた者は、熊本県心身障害者扶養共済制度加入証書等を紛失し、又は破損したときは、加入証書等再交付申請書(別記第 31 号様式)を知事に提出して再交付を受けなければならない。この場合において、破損したときにあつては、破損した熊本県心身障害者扶養共済制度加入証書等を添付するものとする。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則(昭和 57 年 9 月 30 日規則第 63 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 7 月 12 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 28 日規則第 52 号)

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 14 日規則第 47 号)

- 1 この規則は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(中略)(以下「熊本県狂犬病予防法施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県狂犬病予防法施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 25 号)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の(中略)熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日規則第 2 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。